

# 家庭でできる大雨対策

## 梅雨や台風の時期に備えて



### 自宅周辺の確認

- ・建物周りの排水溝や雨どいを確認し、落ち葉などを清掃しましょう。
- ・道路上の雨水枡を確認し、詰まっていたら区にご連絡ください。
- ・庭やバルコニーにある飛ばされそうな物は固定してください。
- ・屋根瓦や外壁の状態を確認し、必要に応じて専門業者に修繕を依頼してください。

### 防災用品の備蓄

停電や避難に備えて、水・食料・携帯トイレなどの備蓄や、非常時に持ち出すものを確認しましょう。また、避難をする際に両手が使えるよう持ち出すものをリュックサックなどに入れましょう。

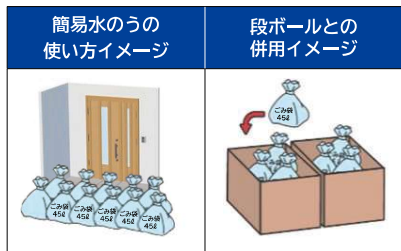
### 土のうの準備

ハザードマップの想定で自宅が浸水する可能性がある場合は、応急対策を確認しておきましょう。

#### 簡易水のうの作り方

45Lのポリ袋に水を入れ、口を縛ると土のうの代わりになり、段ボール箱と併用すると、扱いやすくなります。

区では大雨の前などに希望者へ土のうを配布しています(事前に連絡のうえ、お越しください)。



### 気象や避難に関する情報の取得

前線や台風の接近に備えて、気象情報や洪水予報などの情報収集方法を確認しておきましょう。

### ハザードマップの確認

ハザードマップには、想定される浸水の範囲や深さに加えて、洪水予報の伝達方法、避難所の位置などの情報をまとめています。自宅が浸水する可能性などを確認し、家族間などで情報を共有しておきましょう。

### 避難行動の注意点

区内で想定される風水害では、頑強な建物の3階以上なら比較的安全とされています。安全な場所にいる人は避難所に行く必要はありません。水害時の外出は危険が伴い、また、避難所に人が集まることで感染症がまん延する可能性もあります。

台風の接近時などには、区からの避難に関する情報や気象情報を確認し、自宅などで安全が確保

できる場合には、在宅避難をお願いします。安全が確保できる親戚や知人宅に避難しておくことも有効です。

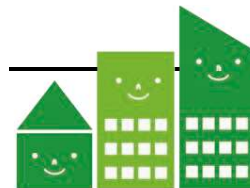
- 情報取得・備蓄・ハザードマップについて  
防災危機管理課防災危機管理担当  
☎(3546)5287・5510
- 土のう・雨水枡の詰まりについて  
道路課道路保全係  
☎(3546)5429



気象情報などの入手方法			
気象情報、避難指示などの緊急情報 避難所の開設情報など		河川の水位 河川の映像など	全国の気象情報 洪水予報など
ちゅうおう 安全・安心メール	中央区 ホームページ	東京都水防災 総合情報システム	気象庁 ホームページ

ハザードマップの入手方法		
iOS用 中央区防災マップアプリ	Android用 中央区防災マップアプリ	中央区ホームページ (中央区ハザードマップ・浸水実績図)

# 防犯対策支援事業をご利用ください



### 安全・安心おまかせ出前相談

区が委託した防犯アドバイザー(防犯設備士資格者)が自宅を訪問し、住まいの防犯対策について専門的なアドバイスをを行います。

#### 区内在住者

● 希望日の2週間前までに申請書を郵送または直接☎へ。

### 住まいの防犯対策助成

「安全・安心おまかせ出前相談」のアドバイスに沿って、防犯性能の高い錠への取り換えや補助錠の取り付けなどを行った場合、要した費用の一部を助成します。

#### 区内在住者

#### 助成金額

5,000円以上の費用を要した場合に2分の1を助成(上限10,000円。住宅1戸につき1回限り)

● 事前に内容を☎へ連絡した上で、申請書を郵送または直接☎へ。

### 共同住宅等生活安全(防犯)アドバイザーの派遣

有効な防犯対策について助言・提案を行う防犯アドバイザーを派遣します。

#### 区町会・自治会、商店会などの地域団体

● 希望日の2週間前までに申請書を郵送または直接☎へ。

### 防犯設備(防犯カメラなど)整備に対する助成

地域団体などが防犯カメラを設置する際の費用を助成します(別表)。令和9年度の助成を希望する団体は、8月末日までにご相談ください。

#### 別表

内容	防犯設備整備費助成(区単独事業)	地域見守り活動支援事業助成(都連携事業)
補助率 助成限度額	①町会、自治会 3分の2・200万円 ②商店会 3分の2・600万円 ◎町会などと連携した場合に限る ③マンション管理組合など 2分の1・50万円	①町会・自治会が単独で実施する場合 24分の23・575万円 ②町会、自治会、商店会(連携事業) 24分の23・862万円 ◎商店会は町会などと連携した場合に限る。 ◎設置経費を含めたカメラ1台あたりの整備費用の限度額は60万円まで
要件	中央区防犯アドバイザーの派遣を受けること	地域見守り活動(防犯パトロール)を月1回以上継続して実施すること
申請時期	通年	年1回予定(6月ごろ)

◎補助率・助成限度額は令和8年度の内容です。

◎併用はできません。

### 共通

申請書は☎からダウンロードまたは区役所1階防災危機管理課で配布しています。

#### 区防災危機管理課防災危機管理担当

〒104-8404  
築地1-1-1  
☎(3546)5087

詳しくは

☎☎☎

